

「職業能力開発報文誌」編集要領

制 定 1988年7月

改 正 1993年7月

改 正 1999年4月

- 1 本誌への投稿は常時受け付け、編集委員会が定めた公示する期日をもって、各号の審査受け期限とする。
- 2 本誌への投稿は、別に定める「原稿連絡票」及び投稿原稿の提出をもって受け付ける。ただし、投稿原稿は、別に定める「執筆要領」に従ったものでなければならない。
- 3 編集委員会で校閲査読委員の選出を行う。
- 4 編集委員の任期
 - (1) 編集委員の任期は、4月1日から翌年3月末日までとする。
 - (2) 編集委員は任期終了後でも、当該発行号の採否が決定するまで引続き担当するものとする。ただし、第3の校閲委員を選出する場合は、新たな編集委員に交替する。
- 5 校閲査読委員の選出及び任期
 - (1) 校閲査読委員の選出は、編集委員会において選ばれた校閲査読委員候補者中より幹事会が行う。
 - (2) 校閲査読委員の選出は、全国的に地域の別なく行い、次のいずれかの条件を満たすものとする。
 - (イ) 大学(学部)卒業後、職業能力開発分野に3年以上の経験をもち、かつ研究歴をもち、2編以上の論文があること。
 - (ロ) (イ)項と同等以上の識見があると認められること。
 - (3) 校閲査読委員の任期は原則として2年とする。ただし必要に応じ再任することができる。
- 6 編集委員、校閲査読委員の委嘱は、幹事会の選出を受け職業能力開発総合大学校長が行う。ただし、校閲査読委員の氏名は公表しない。
- 7 公示された審査締切り日から掲載決定までの期間は、原則として5か月とし、この間を校閲査読期間とする(執筆者への照会、訂正再提出を含む)。
- 8 投稿された報文等は、図1(受付→校閲査読→発行まで)のような手順を経て発行される。
- 9 校閲査読委員の推薦
 - (1) 編集委員長は、受付けた原稿について、編集委員会に校閲査読委員の推薦を依頼する。
 - (2) 校閲査読委員の推薦に当っては、次の諸事項を考慮する。
 - (イ) 校閲査読委員は原稿の著者と直接利害関係のない委員とする(報文等の著者と同一施設には、極力校閲査読委員を依頼しないものとする。)
 - (ロ) 続報原稿については、必要に応じ編集委員に前報の校閲査読委員名を事務局から通知する。
 - (3) 次の場合には、第3の校閲査読委員を推薦する。
 - (イ) 2人の校閲査読委員が、ともに専門外のため判定を保留したとき。
 - (ロ) 1人の校閲査読委員が否、他の校閲委員が専門外のため判定を保留したとき。
- 10 校閲査読結果の総括
 - (1) 校閲査読結果は、審査終了後でも口外してはならない。
 - (2) 校閲査読委員からの「校閲査読報告書」は、事務局に提出する。事務局はこれを集約し、編集委員会に報告する。

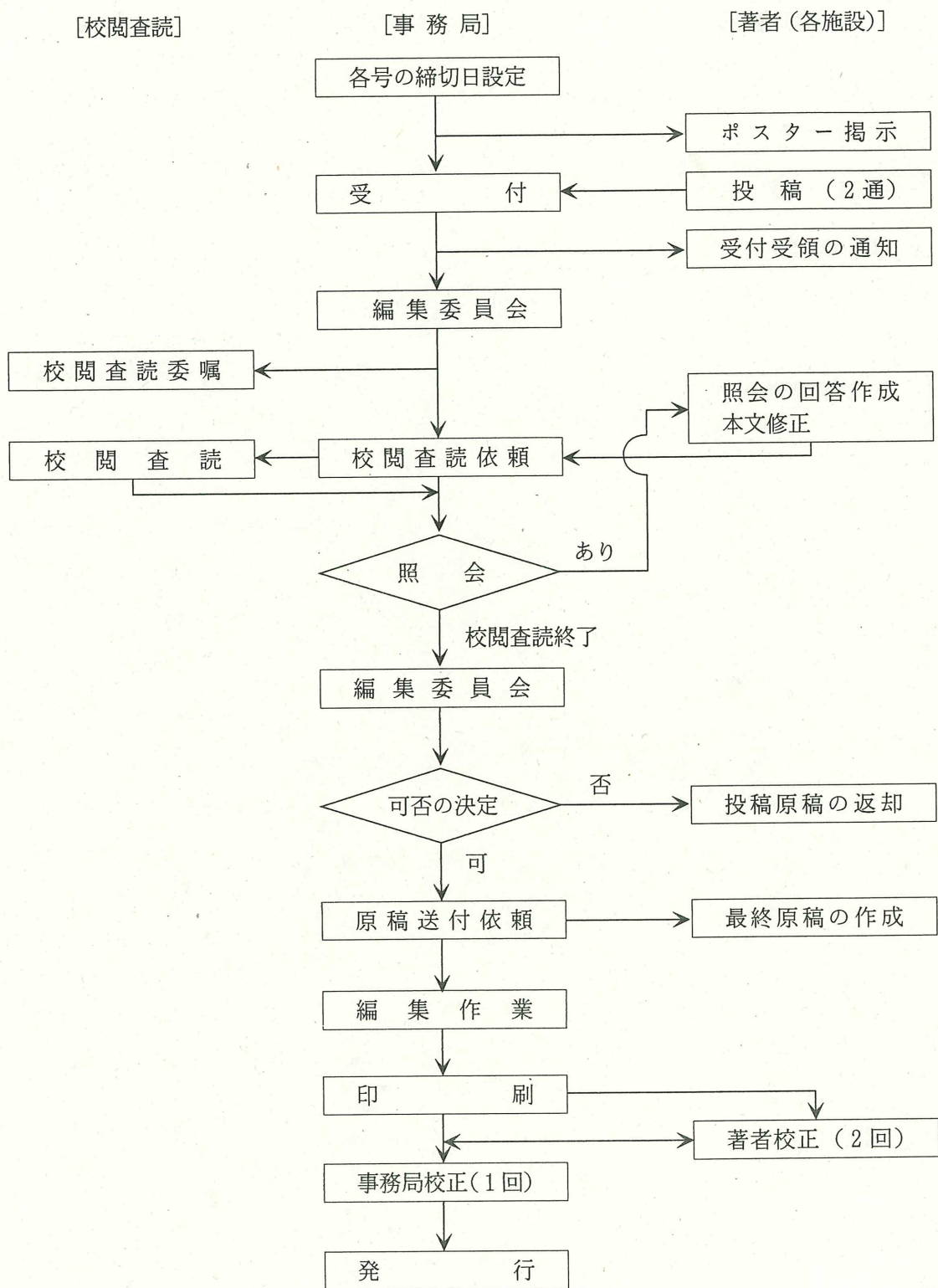


図1 受付→校閲査読→発行まで

(備考)

- ・ 審査締切日は原則的に、6月と12月に設定されます。
- ・ 審査締切日から発行まで約8カ月かかります。
- ・ 校閲査読期間は約5カ月です。

「職業能力開発報文誌」編集幹事会 ・編集委員会設置運営規程

制定 1988年7月

改正 1993年7月

改正 1999年4月

改正 1999年10月

(編集幹事会の設置)

第1条 報文誌の編集、発行全般に係る業務方針等の策定を行うため、編集幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(幹事会の構成)

第2条 幹事会は、職業能力開発総合大学校能力開発研究センター所長、職業能力開発総合大学校応用研究課程部長、長期課程部長、職業能力開発大学校長または職業能力開発短期大学校長（3名）、職業能力開発促進センター所長（2名）及び本部職業能力開発指導部能力開発支援室長（1名）の計9名の編集幹事（以下「幹事」という）をもって構成する。

2 幹事会の座長は、職業能力開発総合大学校能力開発研究センター所長をもって充てる。

(幹事の指名)

第3条 幹事のうち職業能力開発大学校長または職業能力開発短期大学校長及び職業能力開発促進センター所長については、職業能力開発指導担当理事が指名する者とし、任期は、原則として1年とし、2年まで延長することができる。

(幹事会の開催)

第4条 幹事会は、原則として年2回開催する。

(編集委員会の設置)

第5条 報文誌の編集並びにこれに関連する業務を行うため、編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、幹事及び編集委員（以下「委員」という。）10名程度をもって構成する。

(委員の委嘱等)

第7条 編集委員長は職業能力開発総合大学校能力開発研究センター所長をもって充て、委員は幹事会が選出し、職業能力開発総合大学校長が委嘱する。編集委員の任期は原則として1年とし、2年まで延長することができる。

2 委員は、報文等（報文、研究ノート、実践報告・資料をいう。以下同じ。）に係る専門領域について学識経験を有するものをもって充てる。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、原則として報文誌発刊ごとに開催する。

(報文等の募集)

第9条 募集は、別に定める「募集要綱」によっておこなう。

(校閲査読委員の委嘱等)

第10条 投稿された報文等の校閲査読に必要な校閲査読委員の選出は、編集委員会において選ばれた

校閲査読委員候補者の中から幹事会が行い、職業能力開発総合大学校長が委嘱する。

2 校閲査読委員の氏名は、公表しない。

(報文等の校閲査読)

第11条 投稿報文等については、2名の校閲査読委員が校閲査読する。必要な場合は、更に一人の校閲査読委員を選出することができる。

(校閲査読要領)

第12条 校閲査読は、別に定める「校閲査読要領」によるものとする。

(報文等の採否)

第13条 投稿報文等の採否は、校閲査読委員の校閲査読報告書に基づき、別に定める判定基準により、委員会が決定する。

(編集手順等)

第14条 募集から発刊までの手順等は、別に定める「編集要領」によるものとする。

(編集委員会事務局)

第15条 編集委員会事務局を職業能力開発総合大学校能力開発研究センターに置く。

職業能力開発報文誌 第5巻 第2号(通巻10号) 別冊

発行 1993年9月

編集・発行人 職業能力開発大学校研修研究センター
所長 城 哲也
〒229 相模原市橋本台4-1-1
TEL 0427-63-9047 (広報普及室)

印刷 電算印刷株式会社
〒390 松本市筑摩1-11-30
TEL 0263-25-4329(代)

SSN 0917-9623

BULLETIN OF HUMAN RESOURCES DEVELOPMENT
Vol. 5 No. 2 (Separate Volume) 1993

THE POLYTECHNIC UNIVERSITY